

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>事業名について、「就労準備支援事業」ではなく「就労前準備訓練事業」の名称にした理由について教えてください。</p> | <p>生活の基礎の習得などを目的としていること、また対象者の事業利用に対する心理的なハードルを低くするという観点から「就労前準備訓練事業」としています。</p> |
| 2 | <p>事業内容について、居場所支援事業は、ひきこもり支援推進事業における居場所事業ですか。 その場合、居場所支援以外の支援内容も含まれると受け止めてよろしいのでしょうか</p> | <p>本事業は、要求仕様書に記載のとおり、「生活困窮者自立支援事業」の一環で行うものですが、今回の契約においては、居場所の設置・運営を行うものとお考えください。</p> |
| 3 | <p>契約形態について、2事業の受託は別契約ですか。それとも同一契約ですか。 同一契約の場合、見積書も2事業合計の金額と考えて良いのでしょうか。 また、3年間の年度別事業費が明記されていますが契約は3年間の契約期間になりますか。</p> | <p>2事業は、同一契約となりますので、見積書も2事業を合わせたものとなります。 契約期間は、実施要領1(4)のとおりです。</p> |
| 4 | <p>見積りについて、物件の広さについては仕様書に明記されていますが、賃料の目安などは記載がありません。賃料、内装費などは見積もりの段階ではおおざっぱになり実態と誤差が発生する場合、特に物件費が高かった場合は事業費を逼迫することもあり得ます。 最大規模の想定金額を提示していただいていますますが、見積もり書作成に向けて気をつけないといけない点を教えてください。</p> | <p>実施要領1(5)の範囲内で作成してください。なお、人件費や光熱費など年度ごとに物価の上昇を見込んでいます。令和8年度は、物件の敷金や事前整備費の支出を見込んでいます。</p> |
| 5 | <p>見積りについて、契約期間によって、見積書は年度別に3年間分の提出になりますか。</p> | <p>ご認識のとおりです。</p> |

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 6 | <p>実施要領「4 参加資格」(1)において、海老名市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない場合、ア～オの書類を応募書類と併せて提出すると記載されています。</p> <p>かながわ電子入札共同システムに登録されている場合、ア～オの書類は提出しなくて良いという認識で合っていますか。</p> | <p>ご認識のとおりです。</p> |
| 7 | <p>質問6より、次の書類のみ提出すれば問題ないですか。</p> <p>【5月20日(水)17時必着】郵送, 持参, メールのいずれか 要綱・様式1 参加意向申出書 要領・様式1 調査書(提案事業者概要と履行実績)</p> <p>【6月10日(水)17時必着】郵送又は持参 次の書類を正本1部・副本11部 要綱・様式4 提案書提出意思確認書(正本にのみ添付) 要領・様式3 企画提案書(30頁以内) 要領・様式4 見積書(別途、積算根拠を添付)</p> <p>【必要な場合】 要領・様式5 非公開としたい情報届出書 要領・様式6 参加辞退申出書</p> | <p>実施要領のとおりです。</p> |
| 8 | <p>実施要領「10 審査」(4)について、プレゼンテーションに出席する運営責任者とはどのような人を指しますか。</p> <p>要求仕様書「6 職員体制」には記載されていないため、確認させてください。</p> | <p>運営を担う責任者となります。</p> |
| 9 | <p>要求仕様書「2 履行場所」について、選定・調整中での応募可否</p> | <p>物件が選定・調整中の段階であっても、応募は可能です。</p> <p>ただし、企画提案書において、仕様書要件を満たした候補物件の概要および確保に向けた具体的なスケジュールを記載してください。</p> |

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 10 | 要求仕様書「2 履行場所」について、契約締結時点での確保の要否 | <p>契約締結（令和8年8月1日）の時点において、物件が確保されていることを必須条件とはしておりません。</p> <p>ただし、事業開始日（令和8年10月1日）までに、要求仕様書に定める全要件を満たす物件を確保し、事業実施が可能な状態となる必要があります。</p> |
| 11 | 要求仕様書「2 履行場所」について、レイアウト案や候補物件段階での事前相談可否 | <p>契約締結後、候補物件やレイアウト案の段階での事前相談は可能です。</p> |
| 12 | 要求仕様書「2 履行場所」について、2 事業を1 拠点で実施する場合、室内のレイアウトで特に気をつけないといけないことはありますか。 | <p>2 事業の利用者（相談者を含む）がそれぞれ落ち着いて利用できる空間の確保をお願いします。</p> |
| 13 | 要求仕様書「5 委託業務の内容」（1）対象者の年齢について、2 事業の対象者年齢は記載されていないので、年齢制限なしでしょうか。 | <p>対象者年齢の制限は設定しておりませんが、20 歳未満に対する支援機関は教育委員会となりますので、情報共有を図りながら、支援の方向性を協議していきます。</p> |
| 14 | 要求仕様書「5 委託業務の内容」（2）の就労前準備訓練事業において、1 人の利用者が利用する期間について、どの程度を想定されているか。 | <p>利用者1人あたり、原則1年以内を想定しています。</p> <p>ただし、利用にあたっては、自立相談支援機関が開催する支援調整会議において利用の期間やモニタリングを実施します。受託事業者においても、利用者の状況を定期的にアセスメントし、支援計画を見直していただくことを想定しています。</p> |
| 15 | 要求仕様書「5 委託業務の内容」（5）本事業について、海老名市として広報（市ホームページ、広報紙等）を行う予定があるか、また実施予定がある場合にはどのような広報手法を想定されているか。 | <p>他事業との連携手段にかかる内容であり、広報を行う予定はありません。</p> |

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 16 | <p>要求仕様書「5 委託業務の内容」（6）本事業について、海老名市として広報（市ホームページ、広報紙等）を行う予定があるか、また実施予定がある場合にはどのような広報手法を想定されているか。</p> | <p>市ホームページや広報えびなへの掲載、関係機関（ハローワークや他自治体、支援団体等）への情報提供を予定しています。受託事業者においても、事業周知に積極的にご協力いただくことを期待しています。</p> |
| 17 | <p>要求仕様書「6 職員体制」（4）業務に従事する者の名簿について、従事者名簿を発注者に提出することとあります。1回目の提出は、契約を結ぶ8月1日までにを行う必要がありますか。それとも事業が開始する10月1日までに提出すれば問題ないですか。</p> | <p>契約締結までに提出してください。その後は変更の都度、提出してください。</p> |
| 18 | <p>要求仕様書「6 職員体制」（1）統括責任者について、現在、他機関より受託しているアウトリーチ支援事業に従事している者が兼務することは可能か。（統括責任者としての業務に支障がない体制を前提）</p> | <p>統括責任者としての業務に支障がない体制を前提とした場合、兼務は可能です。</p> <p>ただし、以下の点を企画提案書に明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の統括責任者として必要な業務（市との連絡調整、報告書作成、支援調整会議への参加等）が確実に履行できること ・統括責任者が不在となる場合の代替対応体制 <p>なお、兼務の状況によっては、ヒヤリングの際に体制の実現可能性について確認させていただく場合があります。</p> |
| 19 | <p>要求仕様書「6 職員体制」（1）及び（5）最低限の運営体制について、統括責任者+職員1名（計2名）での運営可否</p> | <p>2名体制での運営は可能です。</p> <p>ただし、利用者数の増加や支援内容によっては、適切な支援の質を確保するために増員が必要となる場合があります。事業実施にあたっては、利用者の安全管理および支援の質を担保できる体制を市と相談の上予算の範囲内で維持してください。</p> |

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 20 | 要求仕様書「6 職員体制」(1) 及び(5) 最低限の運営体制について、常時3名以上を想定しているか | <p>3名以上の常駐は必須条件としておりません。</p> <p>ただし、利用者数の増加や支援内容によっては、適切な支援の質を確保するために増員が必要となる場合があります。事業実施にあたっては、利用者の安全管理および支援の質を担保できる体制を市と相談の上予算の範囲内で維持してください。</p> |
| 21 | 要求仕様書「6 職員体制」(1) 及び(5) 最低限の運営体制について、常勤職員は何名程度を想定されているか | <p>常勤職員は1名を想定しています。</p> <p>ただし、事業の安定的な運営および利用者への継続的な支援を確保するため、必要に応じて予算の範囲内でご検討ください。</p> |
| 22 | 要求仕様書「6 職員体制」(1) 及び(5) 最低限の運営体制について、兼務の取扱い | <p>他事業との兼務は、本事業の運営に支障がない範囲で可能です。</p> <p>兼務を行う場合は、企画提案書において兼務の内容・時間配分等明記いただき、本事業に支障がないことを示してください。</p> |